

平成 27 年 4 月 1 日から

自動火災報知設備の 設置基準が改正されます！



■改正の背景

平成 24 年に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、ホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等における自動火災報知設備の設置基準が見直されました。

具体的には？

現行基準では、ホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等については、延べ面積 300 ㎡以上のものに、自動火災報知設備の設置が必要ですが、平成 27 年 4 月 1 日以降は延べ面積に関係なく設置しなければなりません。

■対象となる事業所

- ホテル、旅館、宿泊所等
- 病院、診療所又は助産所*
- 社会福祉施設等*

※利用者を入居又は宿泊させるものに限ります。

改正前

延べ面積 300 ㎡以上で設置必要



改正後

面積にかかわらず全て設置必要



いつまでに設置が必要なの？

この改正に係る法令は、平成 27 年 4 月 1 日に施行されますので、施行後は自動火災報知設備を設置する必要があります。ただし、既存の事業所（法令施行時に新築、増築、改築等の工事中の場合を含む）については、平成 30 年 3 月 31 日までに経過措置が設けられています。

平成 27 年 4 月 1 日
改正法令施行

既存の場合

平成 30 年 3 月 31 日
まで経過措置

甲賀広域行政組合消防本部

予防課	TEL 63-7932	甲南消防署甲賀分署	TEL 88-7701
水口消防署	TEL 63-1119	信楽消防署	TEL 82-0119
水口消防署土山分署	TEL 67-1199	湖南中央消防署	TEL 72-0119
甲南消防署	TEL 86-3119	湖南中央消防署湖南石部分署	TEL 77-2119

このお知らせに関するお問い合わせは上記連絡先まで



すべては
安心・安全な暮らしのために